

## 議案第 33 号

### 四條畷市立市民総合体育館・四條畷市体育施設の指定管理者の指定について

四條畷市立市民総合体育館・四條畷市体育施設の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 公の施設の名称 四條畷市立市民総合体育館・四條畷市体育施設
- 2 指定する団体
  - (1) 所在地 大阪府大阪市北区天満橋一丁目 8 番 30 号
  - (2) 名 称 四條畷市スポーツコモンズ
  - (3) 構成団体
    - ア 所在地 大阪府大阪市北区天満橋一丁目 8 番 30 号  
名 称 グローブシップ株式会社 大阪支店
    - イ 所在地 東京都文京区湯島 3-23-13  
名 称 ヨネックス株式会社
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 12 月 1 日 提出

四條畷市長 銭 谷 翔

#### 提案理由

四條畷市立市民総合体育館・四條畷市体育施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、四條畷市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、四條畷市スポーツコモンズを指定管理者として指定することが適当であると認めたので、本案を提案した。